

平成31年 新年賀詞交歓会



平成31年新年賀詞交歓会が1月15日（火）川崎日航ホテルに於いて、ご来賓、会員を合わせ約150名が出席し開催されました。

阿部副会長の開会の挨拶で始まり、最初に主催者を代表して梶川修司会長より新年の挨拶、続いてご来賓の紹介、ご来賓を代表して川崎南税務署長の田中順一様、川崎市長の福田紀彦様、川崎商工会議所会頭の山田長満様、自民党衆議院議員の田中和徳様の祝辞に続き神奈川県知事納税功労者表彰を受章された大川原常任理事をはじめ、川崎南税務署長表彰、川崎南税務署長感謝状表彰を受章された役員の方々への花束贈呈式を行いました。続いて川崎南税務署副署長の高田忍様のご乾杯のご発声により祝宴がはじまり、ご来賓、役員、会員の交流が深まり盛大に行われました。



田中順一 税務署長



福田紀彦 市長



山田長満 会頭



田中和徳 衆議院議員



表彰受賞者へ花束贈呈

**消費税期限内納付
推進運動実施中!**

消費税の期限内
納付を忘れずに。

法人会

- 消費税には申告・納付期限^(※1)があります。
- 申告・納付にはe-Taxが利用できます。
- 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告1回、中間申告11回）
400万円超・4,800万円以下	年4回（確定申告1回、中間申告3回）
48万円超・400万円以下	年2回（確定申告1回、中間申告1回）
48万円以下	年1回（確定申告1回、中間申告不要） ^(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付を行うことができます。